

鳥取県地先海面におけるたこつぼ漁業の資源管理協定

協定締結日 令和5年12月19日
協定認定日 令和5年12月27日

(目的)

第1条 本協定は、たこ類のたこつぼ漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該たこつぼ漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって、たこつぼ漁業で漁獲される水産資源の保存および管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、鳥取県地先海面とする。
2 本協定の対象となる水産資源の種類は、たこつぼ漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、たこ類鳥取県周辺海域（以下「たこ類」という。）とする。
3 本協定の対象となる漁業の種類は、たこつぼ漁業とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。
たこ類 鳥取県資源管理方針（令和2年鳥取県告示第630号。以下同じ。）別紙2-22に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次に掲げるところにより行うものとする。
11月1日から翌年1月31月の間、たこつぼ漁を休漁とする。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、年1回以上、具体的な取組の履行確認を行うこととする。
2 全ての参加者及び、参加者が所属する漁協の職員は前項の履行確認に協力するものとする。
3 第1項の履行確認は、鳥取県資源管理協議会において行うこととする。
4 前条の休漁日は、設定した休漁日が属する月の前月末までに鳥取県資源管理協議会に報告することとする。
5 第1項の履行確認においては、参加者が所属する漁協の職員の履行状況確認表で確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第58条にお

いて読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量等の情報を鳥取県知事に報告するものとする。ただし、市場の販売システム等を用いて鳥取県の漁獲情報システムに漁獲情報を送信した場合はこの限りではない。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に鳥取県及び鳥取県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び鳥取県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、鳥取県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について鳥取県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかとなり、かつその違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び鳥取県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から令和10年12月31日までとする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき鳥取県知事にあつせんすべきことを求める議事は、全参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年1月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別添、鳥取県沿岸各地区におけるたこつぼ漁業の資源管理協定の参加者名簿のとおり